

事例番号:340291

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

11:00 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 2 日

17:21 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進を開始

17:41 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 2 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.35、BE -4mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 2 日 発熱、全身網状アノーゼ、経皮的動脈血酸素飽和度の頻回な低下、
上肢を漕ぐような動きが出現
血液および髄液の細菌培養検査で GBS (B 群溶血性連鎖球菌) を
検出

髄液検査で白血球数 430/ μ L、糖 0mg/dL

生後 3 日 血液検査で CRP 14.7mg/dL、血小板 8.9×10^4 / μ L、ATⅢ 33%

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 CT で、尾状核に特に低吸収域を認め、大脳白質の広範に低吸収域が疑われる所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 3 名、准看護師 6 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、GBS(B 群溶血性連鎖球菌)感染症により細菌性髄膜炎を発症したことであると考えられる。

(2) GBS の感染時期および感染経路は、分娩経過中の垂直感染(産道感染、まれに子宮内感染)の可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 切迫早産で入院中に、早産の可能性が考慮される状況で、妊娠 34 週に B 群溶血性連鎖球菌の検査を行ったことは一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 2 日の入院時の対応(内診、破水の有無の確認、血液検査、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、陣痛が弱いため子宮収縮薬を使用したことは一般的である。

(3) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、子宮収縮薬の投与について口頭で説明し、同意を得たことは基準を満たしていない。

(4) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、子宮収縮薬の開始時投

与量(生理食塩液 500mL にオキシシリン注射液 5 単位を溶解したものを 30mL/時間で開始)は基準を満たしていない。

- (5) 子宮収縮薬投与中の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は一般的である。
- (6) 子宮収縮薬投与の適応と、子宮収縮薬の溶解液の種類と用量について診療録に記載がないことは一般的ではない。

3) 新生児経過

- (1) 生後 1 日 10 時 15 分までの管理は概ね一般的であるが、それ以降生後 2 日の 10 時までの児の呼吸状態については、診療録に記載がないため評価できない。また、診療録に生後 1 日 10 時 15 分から生後 2 日の 10 時までの児の呼吸状態について記載がないことは一般的ではない。
- (2) 生後 1 日 10 時 15 分から生後 2 日の 10 時までの児の呼吸状態について記載がないため新生児搬送の時期については評価できないが、生後 2 日 10 時に呻吟を認めパルスオキシメーターを装着したこと、全身色不良、頻脈、発熱を認め酸素投与、保育器管理としたこと、および新生児搬送を決定したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 新生児の観察において、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などが改善していない状況ではパルスオキシメーターの装着が望まれる。

【解説】 本事案では、生後 1 日の 10 時 15 分以降パルスオキシメーターの装着を中止しているが、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などが改善していない状況では、パルスオキシメーターを装着しモニタリングすることが重要である。

- (2) 子宮収縮薬投与時には、文書による説明と同意を得ることが望まれる。
- (3) 子宮収縮薬(オキシシリン注射液)を投与する際の開始時投与量については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して行うことが望まれる。
- (4) 観察事項や医師の判断、実施した処置等に関しては、診療録に記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 新生児 GBS 感染症の発生机序の解明、予防方法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 妊娠中の GBS の確実なスクリーニング方法の開発、導入などについて検討することが望まれる。併せて培養検査疑陰性の原因を医学的に解明することを要望する。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。